

心臓ペースメーカー等の遠隔モニタリングの評価

骨子【Ⅱ－２（３）】

第１ 基本的な考え方

遠隔モニタリングによる心臓ペースメーカー指導管理の評価について、医療機器の取扱いや新たなエビデンスに応じて評価を見直す。

第２ 具体的な内容

1. 遠隔モニタリングによる心臓ペースメーカー指導管理の評価について、医師の判断により、患者の状態等に応じて、最大 12 か月までで受診間隔を選択し、その間の月数に応じて、次回来院時に遠隔モニタリングによる指導管理に対する評価を上乗せすることとする。

現 行	改定案
<p>【心臓ペースメーカー指導管理料】</p> <p>イ 遠隔モニタリングによる場合 550 点</p> <p>ロ 着用型自動除細動器による場合 360 点</p> <p>ハ イ又はロ以外の場合 360 点</p> <p>注1 体内植込式心臓ペースメーカー等を使用している患者（イ及びハについては入院中の患者以外のものに限る。）に対して、療養上必要な指導を行った場合に、イにあつては4月に1回に限り、ロ及びハにあつては1月に1回に限り算定する。ただし、イを算定する患者について、算定した月以外の月において、当該患者の急性増悪により必要な指導</p>	<p>【心臓ペースメーカー指導管理料】 (削除)</p> <p>イ 着用型自動除細動器による場合 360 点</p> <p>ロ <u>イ以外の場合</u> 360 点</p> <p>注1 体内植込式心臓ペースメーカー等を使用している患者（<u>ロ</u>については入院中の患者以外のものに限る。）に対して、療養上必要な指導を行った場合に、1月に1回に限り算定する。</p>

<p>を行った場合には、1月に1回に限りハを算定する。 <u>(新設)</u></p>	<p>(中略) <u>注5</u> <u>口を算定する患者について、前回受診月の翌月から今回受診の前までの期間、遠隔モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った場合は、遠隔モニタリング加算として、60点に当該期間の月数（当該指導を行った月に限り、11月を限度とする。）を乗じて得た点数を、所定点数に加算する。</u></p>
---	--